

お知らせ

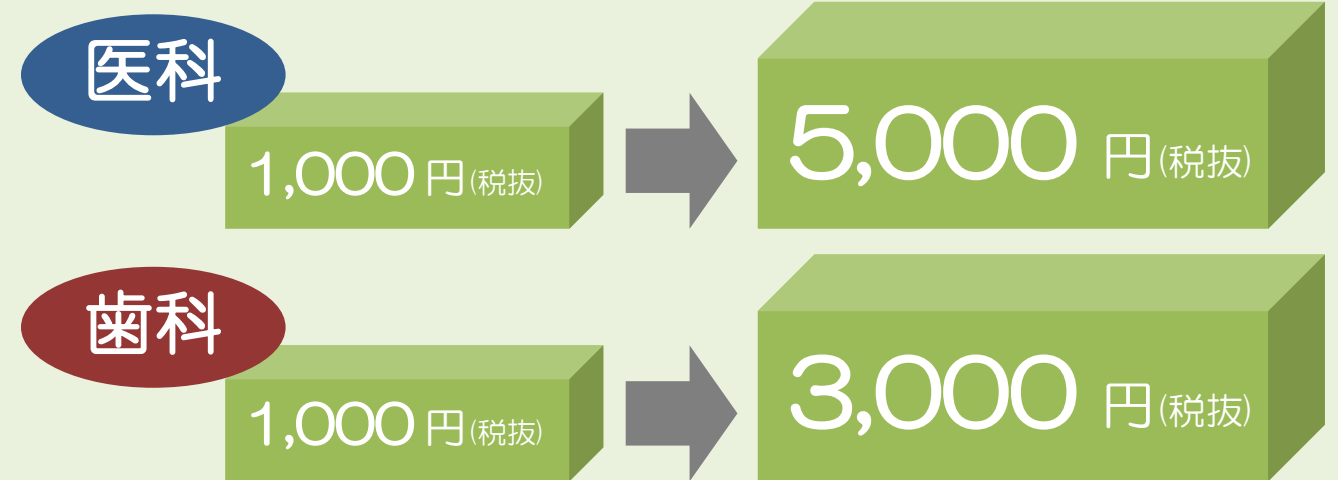
◆10月1日より紹介状がない受診時の定額負担が増額に

今年4月の国の診療報酬改定で「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で行い、高度・専門治療は病院で行う」という医療機関相互の役割分担と連携を目的とした方針が示され、大病院受診時の定額負担制度（選定療養費の義務化）の対象が病床数400床以上の地域医療支援病院まで拡大されました。

この改定で、北播磨総合医療センターも対象病院となり、10月から定額負担（選定療養費）を変更します。

初診時選定療養費

紹介状がない場合に保険診療費とは別に負担いただく初診時の定額負担（選定療養費：自費）



再診時選定療養費

病状が安定され、医師からかかりつけ医など他の医療機関への紹介の申し出があったにもかかわらず、引き続き受診された場合に保険診療費とは別に負担いただく再診時の定額負担（選定療養費：自費）

